

答 申 書
(案)

令和6年3月

本庄市水道事業審議会

はじめに

水道事業は、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」を目的として、市民生活や経済活動に欠かせない重要な社会インフラである水道施設を適切に維持管理し、将来にわたって安全で安心な水道水を安定的に供給することが求められている。

本庄市の水道事業は平成18年1月10日の旧本庄市及び旧児玉町との市町合併後、平成21年3月31日に水道事業を統合し、平成21年4月1日に料金改定を行って以来、消費税率の改定を除き現在まで水道料金を改定せず、自助努力により健全経営を維持してきた。

しかし、近年、少子高齢化に伴う人口減少等による給水収益の減少や高度経済成長期以降に整備した施設の老朽化対策及び大規模地震等の自然災害に対応するための施設の強靱化対策等の課題が山積している。

適正な事業経営を図るため、令和5年5月に策定された「本庄市水道事業アセットマネジメント計画」による試算では、今後、この課題に対応するには多額の費用が必要となることが想定されており、健全な事業経営を維持することは極めて困難な状況となってきている。

このような状況を踏まえ、令和5年8月9日に本庄市長から本審議会に対して、「適正な水道料金について」の諮問を受けたところである。

本審議会では、本市の水道事業が安全で安心な水道水を次世代へ継承し、持続可能な経営を目指していくためには、「本庄市水道事業ビジョン」の基本理念に掲げている「信頼を未来へつなぐ 本庄の水道」の実現を目指して、今後の水道料金制度のあり方について、7回にわたり慎重な審議を重ねた。その結果、次のとおり結論を得るに至ったので、ここに答申する。

1 水道事業の現状と今後の見通し

本市の水需要は、給水人口の減少や節水機器の普及等により減少傾向にある。また、給水世帯は増加しているものの単身や少人数の世帯が増えるなど需要構造にも変化が生じ、料金単価の低い少量使用者の割合が増加しており、今後もこの傾向は続くと予測されている。

また、施設の老朽化対策及び地震等の災害対策のため、建設改良費の増大が見込まれ、費用の削減努力だけでは改善が難しい経営状況にある。

今後の給水人口や配水量などを推計し、令和5年5月に策定したアセットマネジメント計画等を基に令和5年度以降10年間の財政収支を見積り、財政計画を試算した。その結果、現行の料金体系では令和9年度に内部留保資金残高が枯渇し、経営危機が生じることがわかり、料金改定は必須であることが確認できた。

2 料金算定期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

料金算定期間は、改定した水道料金で給水収益とする期間のことで、料金の安定性、期間的な負担の公平性、原価把握の妥当性から、概ね3～5年が基準とされている。料金の安定性、期間的な負担の公平性を考慮し、長期の5年を設定することが妥当と考えられる。

また、料金改定の市民への周知期間等を考慮し、料金改定の時期を令和7年度とすることが妥当である。

3 料金改定率

平均改定率 +43.6%

本市の水道料金について、適正な原価（営業費用及び支払利息）に資産維持費（保有する有形固定資産に所要の資産維持率を乗じて得た費用）を加算した「総括原価方式」で算定することとする。資産維持費を総括原価に含めることで、自己資本の造成及び再投資資金の確保が可能となる。

令和5年度以降の財政計画によると、総括原価は約93億円（税抜）必要であり、現行料金水準で算定した料金収入では、令和11年度まで

に約 20 億円（税込）の財源不足が生じるため、44.4%の料金値上げが必要であるとの試算結果が示された。

この結果を受け、引き続き、コスト削減など不断の経営努力を実施していくことにより、料金案作成に際し平均改定率を43.6%まで下げることが可能となった。

4 料金体系

（1）基本料金・従量料金の割合

基本料金の割合は34%を目途に増加させる

本市の水道料金は、水使用の有無に関係なく使用者が負担する「基本料金」と、水の使用量に応じて使用者が負担する「従量（超過）料金」とで構成する二部料金制を採用している。

本来、固定費は、施設の維持に係る費用のため、全額基本料金で回収すべきものだが、基本料金が高額となることを避けて、固定費の大半を従量料金で回収してきた経緯がある。水需要の減少に伴い、基本料金収入に比べて従量料金収入は大きく減少しており、今後は従量料金で回収すべき固定費相当分の回収が困難になると予想される。

水道事業経営を将来にわたって安定的に持続するには、水需要の増減に収入が影響されにくくするため、基本料金と従量料金の収入割合を見直し、基本料金の割合を増加させる必要がある。

（2）基本水量制

基本水量制を継続する

基本水量制は、公衆衛生上の観点から一定量以上の生活用水の使用を促進するために多くの団体に導入されている。近年は、基本水量以内の使用者が増えており、基本水量超の使用者との負担感の公平性を確保する必要があることから、基本水量の廃止又は縮小を実施又は検討している団体が増加している。

本市では1か月につき10 m³の基本水量を設定しており、令和4年度における基本水量以内の使用者の割合が約37%を占めている。

基本水量を廃止し、0～10 m³の使用水量に対して従量料金を賦課す

ると、少量使用者は料金改定の影響が非常に大きくなり、今回のように改定率が高い場合は、改定後の水道料金が現行料金の2倍を超える場合がある。そのため、将来的には基本水量を見直すべきであるが、水道料金の激変を緩和するため、今回の改定では基本水量制の継続はやむを得ないものとする。

(3) 逓増度

逓増度を緩和する

逓増制料金は、生活用水の使用促進による公衆衛生の向上と大量使用者の需要抑制のため、少量使用者には低額な単価設定を行う一方、大量使用者には高額な単価設定により多くの負担を求めるもので、多くの団体に採用されている。

この制度は、水需要が右肩上がりで水資源が不足していた時代には適応していたが、水需要が減少傾向にある現在においては、需要の減少以上の速さで収入減を招き、固定費部分の回収ができなくなるおそれがあるなど、安定経営に資する料金体系ではなくなってきている。

事業者など大量使用者の負担を軽減し、広く使用者に負担を求めるといった公平性の観点からも、逓増度を緩和し、従量料金の単価の見直しを図るべきである。

(4) 水道料金改定案

別表のとおり

本審議会として(1)～(3)までの検討を重ね、集合用及び浴場営業用についても同様に検討した。その結果、基本水量制を継続するため、0～10^mの従量料金相当額を基本料金に含めることで基本料金の割合を34%から36%に高めることとし、小口径の少量使用者の改定率に配慮しつつ大口径の大量使用者の逓増度を2.79から2.53に緩和した上で従量料金の単価を設定しても、料金収入の確保及び経営の安定化を図ることができると判断し、別表を本審議会の審議を反映した料金改定案として明示する。

5 付帯意見

水道事業の定期的な見直し

料金算定期間を令和7年度から令和11年度の5年間としているため、令和10年度頃に今回の料金改定に基づく効果・検証を行い、次の料金算定期間における収支の均衡を図る必要がある。また、多数の少量使用者と少数の大量使用者によって料金収入を得ている構造を徐々にバランス良く収入を得る構造にするため、将来的には基本水量制の廃止が必要である。

よって、本審議会から本庄市水道事業に対して、本庄市水道事業基本計画を見直し、経営戦略を改定することによって、長期の財政収支を把握した上で、水道事業経営について、料金改定の必要性等を定期的に確認することを求める。

おわりに

本年1月1日に最大震度7を観測した令和6年能登半島地震により石川県を中心に甚大な被害が発生した。この地震では1か月が経過した時点でも約4万戸が断水しているなど水道施設の復旧が立ち遅れており、あらためて水道施設のライフラインとしての重要性が再認識されたところである。

本審議会では、こうした災害に耐えられる施設の強靱化対策だけでなく、人口減少社会の到来や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来にわたって安定した水道事業経営を行っていくためには、料金改定はやむを得ないとの結論に至ったものである。

なお、今回は15年ぶりの料金改定となるが、水道利用者の信頼に応える持続可能な水道事業運営を行うためには、水需要や更新需要を適切に見極めた上で、適正な水道料金のあり方について不断に取り組む必要がある。

この答申の趣旨を踏まえ、故郷の偉人、塙保己一の遺したことば「世のため、後のため」の理念の実現に向け、本市の水道事業が健全経営を維持しながら水道事業の使命である安全で安心な水道水の安定供給に引き続き務められるよう強く要望する。

水道料金改定案料金表

(税抜)

料率		基本料金(1月につき)		超過料金(1 m ³ につき)
用途		使用水量	料金	
一般用	13 mm	10 m ³ まで	990 円	10 m ³ を超え 30 m ³ までの分 150 円
	20 mm	10 m ³ まで	1,430 円	30 m ³ を超え 50 m ³ までの分 195 円
	25 mm	10 m ³ まで	2,450 円	50 m ³ を超え 100 m ³ までの分 215 円
	30 mm	10 m ³ まで	4,000 円	100 m ³ を超え 200 m ³ までの分 235 円
	40 mm	10 m ³ まで	8,400 円	200 m ³ を超える分 250 円
	50 mm	10 m ³ まで	16,000 円	
	75 mm	10 m ³ まで	37,000 円	
	100 mm	10 m ³ まで	57,000 円	
	150 mm 以上	10 m ³ まで	127,000 円	
集合用	13 mm	10×世帯数 (m ³)	990 × 世帯数 (円)	10×世帯数(m ³)を超え 30× 世帯数(m ³)までの分 150 円
	20 mm		1,430 × 世帯数 (円)	30×世帯数(m ³)を超え 50× 世帯数(m ³)までの分 195 円
	25 mm		2,450 × 世帯数 (円)	50×世帯数(m ³)を超え 100 ×世帯数(m ³)までの分 215 円 100×世帯数(m ³)を超え 200 ×世帯数(m ³)までの分 235 円 200×世帯数(m ³)を超える分 250 円
浴場営業用		100 m ³ まで	7,000 円	100 m ³ を超える分 100 円

新旧料金比較表（一般用）

基本料金（1月につき）

（税抜）

口径	現行料金	改定案	差額
13mm	680円	990円	310円
20mm	990円	1,430円	440円
25mm	1,120円	2,450円	1,330円
30mm	2,500円	4,000円	1,500円
40mm	5,000円	8,400円	3,400円
50mm	7,500円	16,000円	8,500円
75mm	12,500円	37,000円	24,500円
100mm	18,750円	57,000円	38,250円
150mm 以上	37,500円	127,000円	89,500円

超過料金

（税抜）

使用水量（m ³ /月）	現行料金	改定案	差額
0～10			
11～30	105円	150円	45円
31～50	125円	195円	70円
51～100	150円	215円	65円
101～200	170円	235円	65円
201～	190円	250円	60円

本庄市水道事業審議会委員名簿

令和6年3月28日現在

氏名	役職	選出区分
小林 猛	会長	第1号委員 市議会の議員
山田 康博	委員	
富田 雅寿	委員	
北野 守康	副会長	第2号委員 識見を有する者
竹内 肇	委員	
宮部 洋伸	委員	
高橋 博志	委員	
宮部 孝夫	委員	
柴崎 厚	委員	
池田 芳子	委員	
小磯 雄一郎	委員	
下岡 忠敬	委員	
五十嵐 清美	委員	

敬称略・順不同